

平成28年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省28-②)

施策名	5-1.基盤的施策の実施及び国際的取組					
施策の概要	生物多様性国家戦略を始めとする自然環境保全のための政策の策定、及びそのために必要な情報の収集・整備・提供を行う。また、国際的枠組への参加等を通じて地球規模の生物多様性の保全を図る。					
達成すべき目標	生物多様性国家戦略2012-2020に基づき、各種施策に必要な情報の収集・整備・提供、国民への生物多様性に関する普及啓発などの取組を進める。また、国際的枠組への参加を通じて、自然資源の保全、地球規模の生物多様性の保全を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	26年度	27年度	28年度	29年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	1,379	1,399	1,380	1,313
		補正予算(b)	0	▲1	▲5	-
		繰越し等(c)	0	0	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	1,379	1,398	(※記入は任意)	
執行額(百万円)	1,310	1,331	(※記入は任意)			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	生物多様性国家戦略2012-2020 (平成24年9月28日 閣議決定)					

測定指標	「生物多様性」の認識状況	基準値	実績値					目標値	達成
		16年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	31年度	-
		30%	56%	-	46%	-	-	75%	
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	生物多様性地域戦略策定済自治体数(都道府県)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	32年度	×
		18都道府県	24	32	35	39	40	47	
	年度ごとの目標		47	47	47	47	47		
	生物多様性国家戦略2012-2020に定める我が国の国別目標の関連指標の改善状況	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		22年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	32年度	-
		-	-	-	54%	70%	集計中	100%	
	年度ごとの目標		-	-	-	-	-		
	全国の1/2.5万地形図面数に対する植生図整備図面数の割合[整備図面数/全国土図面数]	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		18年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	32年度	○
		国土の35%	64%	69%	72%	77%	80%	100%	
年度ごとの目標		64%	68%	72%	77%	80%			

目標達成度合いの
測定結果

(判断根拠)

<生物多様性保全のための政策の策定及び必要な情報の収集>

・愛知目標達成に向け、国家戦略に掲げている個別施策の進捗については関連省庁と連携して適切に点検を実施しており、目標年である2020年に向けて加速が必要な施策を取りまとめるなど、その推進に取り組んでいるところである。個別施策の進捗状況は、生物多様性条約事務局に提出した国別報告書において公表している(第5回国別報告書(2014年3月)(<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=17895>))ほか、関連指標の動向を生物多様性白書に掲載しており、我が国の国別目標の関連指標のうち、約7割については改善が見られるが、国際的な目標に達していない海洋保護区をはじめ、改善が見られない指標もあることから、今後も一層の施策の推進を図る必要がある。また今後、「生物多様性国家戦略2012-2020に定める我が国の国別目標の関連指標の動向(仮称)」をとりまとめ、環境省ホームページでの公表や生物多様性白書への記載等によって更なる周知を図る(政策評価書でも同ホームページURLを記載)。

・生物多様性地域戦略については、平成28年度末時点で40都道府県が策定しており目標に近づいている。また、地域戦略は、策定自治体自らが目標や指標を設定し進捗の管理を行うものであるが、国家戦略において、地域戦略を「生物多様性の主流化」を進めるための主要な手段として位置付けていること及び多くの都道府県で策定されていることを踏まえ、環境省では、2016年度に、策定済みの地域戦略を対象に調査を実施し、目標の設定状況や施策の傾向・特徴についてとりまとめ、公表している(生物多様性地域戦略レビュー結果(<http://www.env.go.jp/nature/biodic/lbsap.html>))。

・さらに、平成26年3月には生物多様性地域戦略策定の手引きを改定し、未策定の自治体への技術的支援や戦略に係る相談への対応を行っているほか、策定済み自治体からも戦略改定時に報告をいただく等情報共有もを行っている。

・植生図の整備図面数は、平成28年度末時点で、国土の80%の整備が完了し、着実に成果をあげている。

・平成28年3月に策定した「サンゴ礁生態系保全行動計画2016-2020」を推進するため、サンゴ礁生態系保全モデル事業の実施やフォローアップワークショップ及びシンポジウム等を開催した。

・生物多様性分野における気候変動への適応策の検討として、同様の生態系を持つ保護区の保全管理の検討に役立てるよう、大雪山国立公園において生態系等への影響評価と適応策の検討を試行している。

<生物多様性に関する国民への普及啓発>

・内閣府世論調査によれば、平成24年度の生物多様性の認知度は56%と、調査対象の過半数に認識されていたものの、平成26年度には46%に低下した。一方で、愛知目標への貢献を宣言する「にじゅうまるプロジェクト」への登録事業数が、平成24年の151から平成27年には400に増加するなど、企業等の生物多様性への取組には進展が見られる。

(※「にじゅうまるプロジェクト」とは、市民団体・企業・自治体などが、自分たちのできることで愛知目標への貢献を宣言(にじゅうまる宣言)し、登録する取組。)

・多様なセクターにより構成される「国連生物多様性の10年日本委員会」(UNDB-J。事務局：環境省)において、各セクター間の情報交換を目的とした全国ミーティングや地域フォーラムの開催、委員会が推奨する連携事業の認定、生物多様性の認知度向上のための普及啓発ツールの利用促進等を実施した。

・事業者の民間参画を促進するため、策定から7年以上経過していた「生物多様性民間参画ガイドライン」を改定するべく検討を開始した。また、企業の生物多様性保全活動による貢献度の評価を試行した。

・このほかの生物多様性の社会における主流化に関する取組も着実に推進しており、その状況については、「生物多様性国家戦略2012-2020に定める我が国の国別目標の関連指標の動向(仮称)」の中でとりまとめ、環境省ホームページでの公表や生物多様性白書への記載等を行う(政策評価書でも同ホームページURLを記載)。

<国際的枠組への参加>

・生物多様性条約第13回締約国会議に参加するとともに名古屋議定書第2回締約国会合にオブザーバーとして参加し(国連生物多様性会議 メキシコ・カンクン2016、平成28年12月・メキシコ)、情報収集を行った。また、名古屋議定書については、国内措置の案を取りまとめ(平成29年1月)、平成29年5月に締結に至った。

・南極条約協議国会議(平成28年5月・チリ)に積極的に参画することにより、南極地域の環境保護に向けた国際的取組に貢献した。南極条約議定書附属書VIの対応については、検討会を開催し国内措置の検討を行った。

・IPBES(生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム)第5回総会(平成29年3月・ボン)及び関連会合へ専門家を派遣し、情報収集及びインプットを行った。また、国内連絡会・報告会を開催し、収集した情報等を専門家等に共有した。

・気候変動に脆弱なサンゴ礁生態系の保全についてICRI(国際サンゴ礁イニシアティブ)東アジア地域会合を平成20年から毎年開催し、ICRI東アジア地域サンゴ礁保護区ネットワーク戦略2010の実施を主導。また、平成26年から平成28年にかけてタイとともにICRI事務局を担い、タイにおいて第30回ICRI総会や熱帯地域のサンゴ礁の保全に関する研修プログラムを開催するなど、国際的なサンゴ礁保全においてリーダーシップを発揮した。平成28年度からは地球規模サンゴ礁モニタリングネットワーク東アジア会合を開催し、東アジアにおける地域解析の促進に貢献している。

<p>評価結果</p>	<p><生物多様性保全のための政策の策定及び必要な情報の収集> 「生物多様性国家戦略2012-2020の達成に向けて加速する政策」を取りまとめ、今後対応すべき課題が明確となったため、これらの課題を優先的に解決し、愛知目標の達成を目指していく必要がある。</p> <p>・生物多様性地域戦略については、計画未策定の都道府県に対し、計画策定済みの自治体が計画を策定するに至った経緯や、地域戦略の策定・実施時の困難点、地域ごとに工夫されている点等について情報提供することで、計画策定に係る支援を行っていく必要がある。</p> <p><生物多様性に関する国民への普及啓発> ・国やUNDB-J等による広報・普及啓発、自然とのふれあいの体験の充実、環境配慮型商品の普及等による国民のライフスタイルの転換に向けた取組等を通じて生物多様性の社会における主流化を推進するための取組を継続して進めていく必要がある。</p> <p><国際的枠組への参加> ・生物多様性条約関連会合に関しては、我が国のリーダーシップによって採択された愛知目標の達成や、名古屋議定書の実効性のある運用に向けて、これらの国際的議論に積極的に引き続き参加する必要がある。</p> <p>・南極環境保護法に基づく南極地域活動の環境影響評価等を実施するとともに、南極条約協議国会議に積極的に参画することにより、南極地域の環境保護に向けた国際的取組に貢献する必要がある。</p> <p>・科学と政策の統合を目指すIPBESの総会及び関連会合に積極的に参画することにより、地球規模の生物多様性の保全に貢献する。</p> <p>・平成26～28年にかけてタイとともにICRI事務局を担い、沖縄県において第29回ICRI総会を開催(平成26年10月)するなど、気候変動に脆弱なサンゴ礁生態系の国際的な保全においてリーダーシップを発揮した。平成28年度からはICRI気候変動特別委員会に参画するとともに、地球規模サンゴ礁モニタリングネットワーク東アジア解析の推進に取り組んでおり、特に東アジア地域における効果的かつ効率的な事業の推進が重要である。</p>
<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p>【施策】 <生物多様性保全のための政策の策定及び必要な情報の収集> ・生物多様性国家戦略2012-2020の達成に向けて加速する施策を中心に、取組の一層の加速を図るとともに、保護地域の設定、希少種の保護増殖、外来種対策などの充実を通じて、気候変動にも対応できる健全な生態系の確保に取り組む。 ・生物多様性国家戦略2012-2020に定める我が国の国別目標の関連指標の動向については、「生物多様性国家戦略2012-2020に定める我が国の国別目標の関連指標の動向(仮称)」としてとりまとめ、環境省ホームページでの公表や生物多様性白書への記載等によって更なる周知を図る(政策評価書でも同ホームページURLを記載)。</p> <p><生物多様性に関する国民への普及啓発> ・UNDB-Jの各団体が有する広いネットワークと現場との繋がりを最大限に活用し、国民への広報を強化する。 ・事業者の民間参画を促進するため、策定から7年以上経過していた「生物多様性民間参画ガイドライン」を改訂するべく検討を開始したところであり、平成29年度に改訂を行うとともに、シンポジウムの開催やモデル事業の実施など、事業者や事業者団体への普及啓発を強化する。</p> <p><国際的枠組への参加> ・生物多様性条約が掲げる愛知目標についてはその達成に向けて、引き続き締約国会合等における議論に積極的に参加していく。名古屋議定書については、平成29年8月20日に我が国について効力を発することを踏まえて、締約国会合及び関連会合に積極的に日本の知見をインプットし、我が国の実態を踏まえた適切な国際ルールを策定を求めていく。 ・南極の昭和基地における環境影響モニタリングを継続的に実施するとともに、南極観測隊や国内外の南極旅行取扱業者等への南極環境保護法の普及啓発を進める。さらに南極条約議定書附属書VIIについて関係省庁等の意見を踏まえながら引き続き国内措置の検討を行う。 ・IPBES作業計画2014-2018の成果物(成果文書)が計画に則り作成され、IPBES総会にて承認・公表されるように、IPBES総会や関連会合への専門家の派遣等を通じ積極的に日本の知見をインプットし、引き続き生物多様性分野における科学と政策の統合に向けた国際的取組の進展に貢献する。 ・国際サンゴ礁イニシアチブ(ICRI)及び地球規模サンゴ礁モニタリングネットワークの枠組みにおける情報共有を促進し、効果的なサンゴ礁保全を国際的に進める。</p> <p>【測定指標】 <「生物多様性」の認識状況> ・引き続き本指標を活用することとし、生物多様性に関する国民への普及啓発を一層推進することにより、生物多様性の認知度の向上を図る。 ・具体的には、各セクターのネットワークを活かし、連携を深め、後半5年の目標と取組をとりまとめたロードマップに基づき各取組を推進し、一層の認知度向上に努める。 ・また、経済社会における生物多様性の保全と持続可能な利用の主流化を図るべく、生物多様性の保全と持続的利用に向けた事業者の取組に関する情報収集・発信を行い、経済社会における生物多様性の保全等の促進方を検討する。</p> <p><生物多様性地域戦略策定済自治体数> ・生物多様性地域戦略の策定は、地方での取組を加速する有効な方策であり、策定の促進を継続する必要がある。策定に係る情報提供等により計画策定都道府県数の向上を図る。</p> <p><生物多様性国家戦略2012-2020に定める我が国の国別目標の関連指標の改善状況> 関連指標群について関係省庁とも連携して適切に点検・管理を実施し、次期国家戦略の策定に反映させる。</p> <p><植生図></p>
<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>・モンゴルにおける砂漠化対処の対策のあり方の検討にあたり、学識経験者が入った調整会議を開催し、助言を得た。 サンゴ礁生態系保全行動計画の改訂にあたり、学識経験者による検討委員会を開催し、学識経験者の知見を活用して、旧計画を見直し、新たにサンゴ礁生態系保全行動計画2016-2020を策定した。</p>

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地球規模生物多様性概況第4版 ・平成26年度環境問題に関する世論調査 ・平成28年度南極環境保護議定書附属書VIに係る調査委託業務報告書 ・平成27年度国際サンゴ礁イニシアティブ推進に係る調査等業務報告書 ・平成27年度改訂版サンゴ礁生態系保全行動計画策定検討会開催等業務報告書 ・平成28年度サンゴ礁生態系保全モデル事業報告書 ・平成28年度地球規模サンゴ礁モニタリングネットワーク東アジア地域解析推進調査業務 ・平成28年度乾燥地(モンゴル)における砂漠化対処普及啓発支援業務報告書
----------------------------------	---

<p>担当部局名</p>	<p>自然環境計画課</p>	<p>作成責任者名 (※記入は任意)</p>	<p>奥田 直久</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成29年8月</p>
--------------	----------------	----------------------------	--------------	-----------------	----------------

平成28年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省28-23)

施策名	5-2.自然環境の保全・再生					
施策の概要	原生的な自然及び優れた自然の保全を図り、里地里山などの二次的な自然や藻場・干潟等についてその特性に応じた保全を図るとともに、過去に失われた自然を積極的に再生する事業を推進することで、自然環境の保全・再生を図る。					
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> ・原生的な自然環境、里地里山などの二次的な自然、干潟などの生態系を地域の特性に応じて保全、維持管理する。 ・国内の世界自然遺産登録地について、世界遺産として認められた価値を将来にわたって保全するため順応的な保全管理を推進するとともに、国内候補地の新規登録を目指す。 ・過去に損なわれた自然について、地域の多様な主体による自然再生の取組を支援することで、自然環境の保全・再生を推進する。 ・生物多様性保全について先進的・効果的な取組を支援することで、今後の保全活動の推進に繋げる。 ・自然状況や社会状況、風景評価の多様化等の変化をふまえ、国立・国定公園の区域及び公園計画について、着実に見直しを行い、適切な保護管理を行う。 					
施策の予算額・執行額等	区分	26年度	27年度	28年度	29年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	2,392	2,372	2,517	2906
		補正予算(b)	1,009	▲ 85	125	-
		繰越し等(c)	▲ 935	409	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	2,466	2,696	(※記入は任意)	
執行額(百万円)	2,052	2395	(※記入は任意)			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	生物多様性国家戦略2012-2020 (平成24年9月28日 閣議決定) 自然再生基本方針(平成26年11月7日 閣議決定)					

測定指標	自然再生協議会の数	基準値	実績値					目標値	達成
		27年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	32年度	-
		25	24	25	25	25	25	33	
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	当該年度を終期とする国立・国定公園の点検等見直し計画の達成率	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		〇年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	毎年度	○
		-	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
	年度ごとの目標		6地区86%	7地区78%	11地区85%	7地区78%	4地区80%		
	三陸復興国立公園(平成24年度までは陸中海岸国立公園)の利用者数(千人)	基準値	実績値					目標値	達成
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	32年度	-
458		1432	2250	2520	集計中	集計中	6,994		
年度ごとの目標		-	-	-	-	-			

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)	相当程度進展あり
	<里地里山>	<ul style="list-style-type: none"> ・公募により選定された実証地域において「多様な主体によるプラットフォームづくり」、「自立のための経済的仕組みづくり」、「人材育成」の活動を実施するとともに、森里川海が生み出す恵みの経済的な評価及び効果を検証し、「地域循環共生圏」の構築に向けた具体的な方策の検討を行った。 ・戦略的な広報活動、民間企業との連携、シンポジウム開催等により、国民一人ひとりが、自然の恵みを実感し、自然の恵みを支える気運を醸成した。
	<世界自然遺産>	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の世界自然遺産地域については、モニタリング等を実施し、その結果を科学委員会を通じて対策に反映させる順応的な保全管理の一層の充実を図りつつ、関係省庁・地方公共団体・地元関係者・専門家の連携により、適正な保全管理を実施した。 ・特に小笠原諸島については、兄島で外来種グリーンアノールが発見されたことや陸産貝類への外来種ネズミによる影響が深刻化していることを受け、科学委員会の助言の下、関係機関と連携し、集中的な対策を継続している。また、近年の遺産を取り巻く状況の変化、取り組みの進展等を踏まえて、遺産管理計画の改定に着手しているほか、遺産価値の根幹である陸産貝類の保全方針の策定を進めるとともに、外来種対策及び希少種保全の拠点となる小笠原世界遺産センターを整備した。 ・国内候補地である奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島について、専門家による「世界自然遺産候補地科学委員会」や地域関係者からなる「地域連絡会議」を開催し、世界遺産推薦書やゾーニング、管理方針に係る検討を進め、平成29年2月1日に世界遺産推薦書をユネスコに提出した。
<自然再生>	<ul style="list-style-type: none"> ・自然再生法に基づく自然再生協議会の設立や自然再生を進めるための技術的課題の解決等の支援を行うことにより、平成28年度末現在、全国で自然再生協議会が計25箇所設立され、同法に基づく自然再生事業実施計画が40件策定された。 (判断根拠)	

	<p><地域支援> ・平成28年度末時点で、生物多様性保全推進支援事業の活用等によって、地域連携保全活動計画を作成した地方公共団体は13団体であった。また、地域における生物多様性の保全再生に資する活動等について、平成28年度末までに89件に対し経費の一部を交付した。</p> <p><国立・国定公園> ・国立・国定公園における自然環境の適切な保全と利用のため、各地の国立・国定公園の新規指定及び公園計画の点検等の見直しを実施した。平成28年度については、2地区の新規指定及び3地区の見直しを計画し、うち2地区の新規指定及び2地区の見直しを行った。 ・国立公園ではやんばる国立公園及び奄美群島国立公園の新規指定を行ったほか、過年度から調整を続けてきた瀬戸内海国立公園について見直しを行った。また、国定公園では若狭湾国定公園の見直しを行った他、国立公園の新規指定にあわせ沖縄海岸国定公園の見直し及び奄美群島国定公園の解除を行った。</p> <p><三陸復興> ・東日本大震災からの復興の基本方針の策定を受け、平成24年5月に、「三陸復興国立公園の創設を核としたグリーン復興のビジョン」を環境省として策定し、当該ビジョンに基づき、三陸復興国立公園の指定等の7つのグリーン復興プロジェクトを進めている。 ・三陸復興国立公園の利用の回復・増進を図るため、三陸復興国立公園や被災地を南北につながる交流を深める道として『みちのく潮風トレイル』の設定を進めており、三陸復興国立公園の利用者数は、増加傾向にある。</p>
<p>評価結果</p> <p>施策の分析</p>	<p><里地里山> 地域循環共生圏の構築については、各地域が抱える課題を整理するとともに、環境・経済・社会の統合的アプローチにより課題の解決に向けた実践的な取組を継続的に進めていく必要がある。 自然の恵みをひきつぐ取組を支えるために、シンポジウムを開催する等により都市地域を含めた国民との議論の場を設置し、全国的な国民運動として展開していく必要がある。</p> <p><世界自然遺産> 知床、白神山地、屋久島については、科学的データに基づき、適正な遺産管理が進められた。 小笠原諸島については、世界自然遺産の価値を構成する陸産貝類への影響が深刻化していることをはじめ、様々な外来種による問題が発生している。保全対象を明確にし、優先順位や役割分担等を考慮しつつ、戦略的に対策を実行していく必要がある。</p> <p><自然再生> 自然再生協議会の数の増加が鈍化しており、今後は、平成26年11月に閣議決定された自然再生基本方針を踏まえ、更なる推進を図る必要がある。</p> <p><地域支援> 地域連携保全活動計画の策定数については、前年度から増加はなかったため、更なる推進を図る必要がある。</p> <p><国立・国定公園> 国立・国定公園の見直しについては、概ね計画どおり実施されている。引き続き着実に見直しを行い、適切な保護管理を行う必要がある。</p> <p><三陸復興> ・三陸復興国立公園の利用の回復・増進を図るため、三陸復興国立公園や被災地を南北につながる交流を深める道として『みちのく潮風トレイル』の設定を進めており、三陸復興国立公園全体の利用者数についても増加していることから、自然環境及び自然の恵みと脅威を学びつつ活用し、被災地の復興に資するという本施策の目標達成に寄与している。</p>
<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p>【施策】</p> <p><里地里山> 地域循環共生圏の具体化に向けて、生態系を介してまとまりのある地域や生態系を俯瞰し、効率的に生態系サービスを最大化するための土地利用や管理のあり方(プログラム)を示し、地域に根ざした取組を進めるためのボトムアップ型の仕組みの構築を行う必要がある。</p> <p><世界自然遺産> 小笠原諸島については、遺産管理計画の改定を行うなど保全対象や優先的な取組を関係者で共有し、対策を行っていく。 奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島については、平成30年度の世界遺産登録を目指して、必要な取組を進めていく。</p> <p><地域支援> 生物多様性保全推進支援事業の対象に地域連携保全活動計画の策定や同計画に基づく活動を追加する等、地域の取組への支援を強化する。</p> <p><三陸復興> 三陸復興国立公園の利用の回復・増進を図るため、防災上の配慮を行いつつ引き続き被災した公園施設の再整備や『みちのく潮風トレイル』の新規整備を実施していく。</p> <p>【測定指標】</p> <p><自然再生> 自然再生については、生物多様性国家戦略2012-2020において「自然再生の着実な実施」と掲げている。引き続き、自然再生を進めるための技術的課題の解決への支援や普及啓発等により、新たな自然再生協議会の設立及び自然再生協議会による取組の推進を図る必要がある。</p> <p><国立・国定公園> 目標年度は毎年度としており、今後も計画通り見直しが実施されるよう関連する事業を適切に実施していく。</p> <p><三陸復興> 三陸復興国立公園(平成24年度までは陸中海岸国立公園)の利用者数の推移(千人)を測定指標として利用していく。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・自然再生専門家会議を開催し、自然再生事業実施計画の審査や今後の自然再生事業の推進に関して、有識者の知見を活用しながら、検討を行った。 ・公園区域の見直し等に当たって、中央環境審議会自然環境部会の下に設置した自然公園等小委員会を開催し、学識者の知見を活用した。 ・世界遺産地域(／候補地)科学委員会を地域ごとに開催し、有識者の知見を活用しつつ順応的な管理を実施した。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・環境省報道発表資料「自然再生推進法に基づく自然再生事業の進捗状況の公表について」 ・奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島 世界遺産推薦書(日本政府)
---------------------------	---

担当部局名	自然環境計画課	作成責任者名	奥田 直久	政策評価実施時期	平成29年8月
-------	---------	--------	-------	----------	---------

平成28年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省28-24)

施策名	5-3.野生生物の保護管理					
施策の概要	絶滅危惧種の生息状況等の調査による現状把握と国内希少野生動植物種の新規指定、保護・増殖による種の保存、野生鳥獣の適切な保護・管理と狩猟の適正化、遺伝子組換え生物及び侵略的な外来生物への対策推進等による生物多様性等への影響防止。					
達成すべき目標	新たに種の絶滅が生じないようにするとともに、絶滅の危機に瀕している種の個体数の維持・回復。野生鳥獣の適切な保護・管理。外来生物による在来生物や生態系への影響の防止。					
施策の予算額・執行額等	区分	26年度	27年度	28年度	29年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	2,332	2,800	3,264	3,724
		補正予算(b)	1,601	503	700	-
		繰越し等(c)	▲1,112	△715	(※記入は任意)	
	合計(a+b+c)	2,821	4,018	(※記入は任意)		
執行額(百万円)	2,648	3,408	(※記入は任意)			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	生物多様性国家戦略2012-2020 (平成24年9月28日 閣議決定)					

測定指標	(~25年度) 絶滅危惧種の現状把握と保護増殖の進捗状況 (26年度~) 国内希少野生動植物種の新規指定数 (平成26年度以降の累計)	基準値	実績値					目標値	達成
		-	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	32年度	△
		-	第4次レッドリストの公表	レッドデータブックの作成	41種	86種	119種	300種	
		年度ごとの目標値	-	-	30種	75種	120種	-	
	奄美大島におけるマンギースの捕獲努力量あたりの捕獲数(1000畝日当たりの捕獲数)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		○年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	34年度	-
			奄美大島 0.08頭	奄美大島 0.04頭	奄美大島 0.015頭	奄美大島 0.008頭	集計中	0頭 (毎年度減)	
	年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-		
	ニホンジカ・イノシシの生息頭数の推定値(全国)を平成23年度比で半減(イノシシは50万頭) (推定は毎年度新しいデータを追加して実施。過去に遡って推定値が見直されるため、過去の推定結果も変動する)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	35年度	-
推定の中央値ニホンジカ265万頭、イノシシ98万頭 ※28年度に算出		ニホンジカ 346万頭 イノシシ 96万頭	ニホンジカ 305万頭 イノシシ 98万頭	集計中	集計中	集計中	平成23年度比で半減 (ニホンジカ164万頭、イノシシ50万頭)		
年度ごとの目標		-	-	-	-	-	-		

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">評価結果</p>	<p>目標達成度合いの測定結果</p> <p style="text-align: center;">(判断根拠)</p>	<p>(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり</p> <p><絶滅危惧種の生息状況等の調査による現状把握と希少野生動植物種の保護・増殖による種の保存></p> <ul style="list-style-type: none"> ・絶滅危惧種の保全を全国的に推進することを目的として、基本的な考え方・早急に取り組むべき施策の展開を示した「絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略」(平成26年4月)に基づき、国内希少野生動植物種の指定や民間連携による絶滅危惧種保全の推進など、様々な施策を実施した。 ・国内希少野生動植物種について、新たに33種を追加指定した。 ・平成27年度以降、既存のレッドリストで評価対象となっていた陸域生物等については、平成29年3月に全分類群の一部の種についてカテゴリー(ランク)を見直した環境省レッドリスト2017を公表した。 ・これまで対象となっていなかった海洋生物についても、「絶滅のおそれのある海洋生物の選定・評価検討会」において絶滅のおそれを評価し、平成29年3月に環境省版海洋生物レッドリストを公表した。今後、既存のレッドリストとの統合に向けた調整を進めていく。 ・国内希少野生動植物種の保全について、平成28年5月に小笠原陸産貝類14種の保護増殖事業計画を策定した。 ・トキの保護増殖事業では、野生下で5年連続でヒナの巣立ちが確認されるとともに、平成28年4月には両親ともに野生生まれ野生育ちのペアからヒナが巣立つなど、野生復帰の取組が一步前進した。また、平成28年3月にはトキ野生復帰ロードマップ2020を策定し「平成32年頃に佐渡島内に220羽のトキを定着させる」を目標に掲げるなど、トキ保護増殖事業を着実に推進している。 ・ツシマヤマメコノ保護増殖事業では、舟志ノ内地区におけるシカ対策、交通事故対策、モニタリング手法の開発等を実施するとともに、日本動物園水族館協会の協力による生息域外保全の取組や野生復帰に向けた各種準備を進めた。 ・ライチョウの保護増殖事業では、「第一期ライチョウ保護増殖事業実施計画」に基づき、南アルプスでのヒナの保護対策等を実施するとともに、日本動物園水族館協会の協力を得て、生息域外保全の技術確立を目的としたライチョウ飼育に取り組んだ。 ・「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)」について、前回改正時の附則第7条に基づき見直しを実施し、平成29年1月に中央環境審議会の答申を得た。答申を踏まえ、第193回国会に種の保存法の改正法案を提出した(平成29年5月成立)。 ・ワシントン条約対象種については、第17回締約国会議(COP17、平成28年9月～10月・南アフリカ共和国)に積極的に参画するとともに、同会議において附属書対象種の改訂提案の検討を行った。他、科学当局として管理当局に対し輸出入助言を出した。また、科学的知見を集積し、種識別マニュアルの作成や日本産インガメ類の国内生息状況をモニタリングした。希少野生動植物の国内取引については、インターネットを通じた登録システムの運用、普及啓発事業の実施を行った。<遺伝子組換え生物及び侵略的な外来生物への対策推進等による生物多様性等への影響防止> ・カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物の使用、承認に当たって、学識経験者の意見聴取会合を開催し、生物多様性影響の審査を実施している(平成28年度は77件審査)。また、遺伝子組換え生物に関する国内外の情報収集やホームページ(J-BCH)により国民へ情報提供、意見聴取を行っており、一定の進捗が見られる。平成28年度にはカルタヘナ議定書締約国会議に参加し、国際的な取組に貢献している。 ・特定外来生物の飼養等の規制を行うとともに、生物多様性への悪影響の防止・低減を図るべく、平成27年度には31箇所環境省直轄での防除事業を実施した。とりわけマングースについては、継続的な取組により平成26年度までの生息密度低下が確認できている。 ・平成28年度には、外来生物法に基づき、ハナガメ等の24種類を特定外来生物として新たに指定し、合計132種類について、法に基づく飼養等の規制を行っている。また、特定外来生物のうち生態系等への影響が大きいものについて、防除事業を実施し、島嶼など限られた空間において完全排除に成功している事例や、絶滅危惧種の生息状況の回復が確認されている事例等、重要な生態系の保全や絶滅危惧種の保護上、一定の成果が出ている。 <p><野生鳥獣の適正な保護・管理と狩猟の適正化></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年5月29日に施行された改正鳥獣法に基づき平成27年度から都道府県が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業を交付金で支援し、都道府県によるニホンジカ・イノシシの捕獲を強化している。 ・改正鳥獣法に基づき「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」(以下、基本指針という)の全部を改訂し、平成28年10月に公表した。 ・平成22年10月以降、全国で高病原性鳥インフルエンザが確認され、平成28年度は野鳥における発生が過去最多で認められたことから、ウイルス保有状況調査や渡り鳥の飛来状況の把握等の取組に加え、全国の野鳥の監視体制の強化を目指し、都道府県等と連携することで、より確実な情報把握・共有を進めた。 ・ゼニガタアザラシと漁業との共存をめざし、地域個体群の維持を図りつつ、科学的・計画的な管理を進めるため、平成28年3月に策定した「えりも地域ゼニガタアザラシ特定希少鳥獣管理計画」に基づき、捕獲や被害防除を進めた。
	<p>施策の分析</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・環境省レッドリストに選定されている絶滅危惧種は3690種となっており、引き続き目標値の達成に向けて国内希少野生動植物種の新規指定を進めていく必要がある。また、個体数の維持・回復には長期で困難な取組が必要であることも多いうえ、種指定の増加に比して保護増殖等の取組が増えていないため、施策を強化することが必要である。 ・ワシントン条約の締約国としての責務を遂行し、国際的にも喫緊の課題となっている野生生物の違法な取引を撲滅するため、引き続きワシントン条約関連会議に積極的に参画するとともに、国際的な種の保存に資する情報の収集に努め、国内流通の管理を執行するために、これらの施策を継続して実施していくことが必要である。 ・遺伝子組換え生物及び侵略的な外来生物への対策については、カルタヘナ法、外来生物法に基づく行為規制や、特定外来生物の防除により生物多様性等への被害の拡大防止に一定の効果がみられている事例がある一方で、現在でも引き続き被害が継続している地域もあり、さらに新たに侵入した外来生物により被害が発生しているケースもあることから、引き続き施策を継続することが必要である。また、カルタヘナ議定書締約国会議や関連する国際会合に積極的に参画することにより、遺伝子組み換え生物に関する国際的取組に貢献する必要がある。 ・野生鳥獣の適正な保護・管理と狩猟の適正化については、ニホンジカ等の一部の鳥獣による生態系等への被害が深刻化・拡大していることから、引き続き、法改正を踏まえた施策を強化していく必要がある。

<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p>【施策】 <絶滅危惧種の現状把握と希少野生動植物種の新規指定・保護・増殖による種の保存> ・絶滅危惧種の保全については、生物多様性の保全上、重要であるため、種の保存法の改正も踏まえ、今後とも絶滅危惧種の現状把握と国内希少野生動植物種の指定を着実に進めるとともに、保護・増殖による種の保存を推進していく。 ・ワシントン条約対象種に係る最新の生物学的・生態学的な情報等を体系的に整備する。また、野生生物の違法取引対策に係る国際的な要請及び種の保存法改正も踏まえ、国内における違法流通対策を強化し、普及啓発を行う。</p> <p><遺伝子組換え生物及び侵略的な外来生物への対策推進等による生物多様性等への影響防止> ・カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物の使用、承認に当たっての生物多様性影響の審査、遺伝子組換え生物に関する国民への情報提供、意見聴取を行う。また、名古屋・クアラルンプール補足議定書を担保した改正カルタヘナ法の施行に向け、関係省庁と省令・告示の検討を進め、国民への意見聴取を行うなど、必要な取組を進める。 ・限られた予算内でより優先度の高い地域から防除事業を実施しており、今後もより効果的・効率的かつ計画的な防除を進めていくことを目指す。さらに、効果的な防除事業の推進、各主体における外来種対策の促進等を図るため、「外来種被害防止行動計画」・「生態系被害防止外来種リスト」の活用を進める。 ・ヒアリ等の国内未定着の侵略的外来生物対策については、港湾等の水際における調査を継続するとともに、早期発見・早期防除体制に係る効果的な対応について検討し、取組を進める。</p> <p><野生鳥獣の適正な保護・管理と狩猟の適正化> ・改正鳥獣法の施行(平成27年5月29日)により開始された都道府県による指定管理鳥獣捕獲等事業に対し、環境省の交付金により都道府県による捕獲を強化・支援する。 ・狩猟者を育成して捕獲の担い手を確保するとともに、認定鳥獣捕獲等事業者等の捕獲体制の強化を図る。 ・基本指針の5年ごとの改訂に向けた点検・調査等を実施する。 ・鳥インフルエンザの近年の全国での発生を踏まえ、効果的な調査が実施できるよう平成29年度にマニュアルを改訂することにより、野鳥サーベイランスや渡り鳥の飛来状況調査などを適時適切に実施する。今後も着実にこれらの危機管理対応を実施していく。</p> <p>【測定指標】 <国内希少野生動植物種の新規指定数> ・国内希少野生動植物種の新規指定は本施策の目標達成に必要な手段の一つであるが、他に適当な指標の設定は困難であり、当面は現指標を目安として取組を実施していく。</p> <p><奄美大島におけるマングースの捕獲努力量あたりの捕獲数(1000日当たりの捕獲数)> ・平成34年度までに奄美大島においてマングースを根絶させるという目標の達成に向け、引き続き効果的・効率的な防除を実施する。</p> <p><ニホンジカ・イノシシの生息頭数の推定値> ・平成35年度までにニホンジカ・イノシシの個体数を半減するという当面の捕獲目標の達成に向け、引き続き都道府県が主体となって実施する捕獲事業を強化・支援する。</p> <p><侵略的外来種の状況> 侵略的外来種とその定着経路が特定され、優先順位付けられ、優先度の高い種が制御され又は根絶されるという目標の達成に向け、引き続き必要な情報収集等に努め、効果的に対策を進めていく。</p> <p><適切な野生生物保護管理の推進に向けた対策の実施状況> 野生鳥獣の適切な保護・管理のため、引き続き総合的に対策を進めていく。</p>
----------------------	---

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>・ニホンウナギの生息地保全の考え方を作成するため、学識経験者が入った検討会を開催し、助言を得た。</p> <p>・環境省レッドリスト・レッドデータブックの作成及び改訂に当たって、絶滅のおそれのある野生生物の選定・評価検討会の下に分類群毎に分科会を置き、学識者の知見を活用した。 ・国内希少野生動植物種の指定及び保護増殖事業等の取組が適正かつ効果的に実施されよう、検討会を開催し、学識者の科学的知見を活用した。 ・種の保存法の見直しを検討するにあたって、中央環境審議会自然環境部会野生生物小委員会及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律あり方検討会を開催し、学識者の知見を活用した。</p> <p>・特定外来生物の指定については、外来生物法に基づく専門家会合を開催し、専門家の意見を踏まえて指定した。 ・さらに、カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物の使用、承認に当たっては、学識経験者の意見聴取会合を開催し、生物多様性影響の審査を実施した。</p> <p>・鳥獣法の基本指針について見直しを検討するにあたって、中央環境審議会自然環境部会及びその下に設置した鳥獣の保護及び管理のあり方検討小委員会を開催し、学識者の知見を活用した。</p>
------------------------	--

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>環境省レッドリスト2017・環境省版海洋生物レッドリスト・平成26年度鳥獣関係統計</p>
----------------------------------	--

<p>担当部局名</p>	<p>自然環境局 野生生物課</p>	<p>作成責任者名 (※記入は任意)</p>	<p>課長 堀上 勝</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成29年8月</p>
--------------	------------------------	----------------------------	----------------	-----------------	----------------

平成28年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省28-25)

施策名	5-4.動物の愛護及び管理					
施策の概要	飼い主による終生飼養等の適正な飼養、動物取扱業の適正化、都道府県等に引き取られた犬猫の返還・譲渡等を推進することにより、人と動物の共生する社会の実現を図る。					
達成すべき目標	自治体における犬及び猫の引取り数の75%減(平成16年度比)、犬及び猫の殺処分率の減少					
施策の予算額・執行額等	区分	26年度	27年度	28年度	29年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	204	207	212	263
		補正予算(b)	-	▲47	0	-
		繰越し等(c)	▲26	39	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	178	199	(※記入は任意)	
執行額(百万円)	142	182	(※記入は任意)			
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針(平成18年環境省告示)					

測定指標	平成35年度までに自治体における犬及び猫の引取り数を10万頭(平成16年度比75%減)に引き下げる	基準値	実績値					目標値	達成
		16年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	35年度	-
		418千頭	209千頭	176千頭	151千頭	136千頭	集計中	100千頭	
	年度ごとの目標値		減少傾向維持	減少傾向維持	減少傾向維持	減少傾向維持	減少傾向維持		
	犬及び猫の殺処分率の減少	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
16年度		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	35年度	-	
94		77%	73%	67%	60%	集計中	減少傾向維持		
年度ごとの目標		減少傾向維持	減少傾向維持	減少傾向維持	減少傾向維持	減少傾向維持			

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) 27年度の自治体における犬及び猫の引取り数は136千頭で、26年度より15千頭減少しており、35年度目標値の100千頭に向けて減少傾向を維持した。また、殺処分率についても、減少傾向を維持した。
	施策の分析	動物愛護週間行事の実施、ポスター・パンフレットの作成・配布等の普及啓発事業の推進等、講習会の開催、譲渡・収容施設の整備費補助等により、都道府県等へ引き取られた犬猫の返還・譲渡を推進した。これにより、都道府県等による犬猫の引取り数及び殺処分率の減少傾向を維持する見込み。
	次期目標等への反映の方向性	飼い主による終生飼養等の適正な飼養、動物取扱業の適正化、都道府県等に引き取られた犬猫の返還・譲渡等を推進することにより、人と動物の共生する社会の実現を図る上で、「引取り数減少」、「殺処分率減少」は、「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」(平成18年環境省告示第140号)に基づく適切な指標であり、引き続き、これらの指標について把握していく。

学識経験を有する者の知見の活用	中央環境審議会動物愛護部会において、動物愛護管理施策の進捗状況を報告するとともに、出された意見を施策に反映している。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	動物愛護管理行政事務提要
---------------------------	--------------

担当部局名	自然環境局動物愛護管理室	作成責任者名 (※記入は任意)	則久 雅司	政策評価実施時期	平成29年8月
-------	--------------	--------------------	-------	----------	---------

平成28年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省28-26)

施策名	5-5.自然とのふれあいの推進					
施策の概要	豊かな自然とのふれあいや休養などの国民のニーズに答えるため、持続可能な自然資源の保全を図りつつ、安全で快適な自然とのふれあいの場の提供やふれあい活動をサポートする人材の育成を行う。					
達成すべき目標	安全で快適な自然とのふれあいの場を提供しつつ、ふれあい活動をサポートする人材を育成することでエコツーリズムを推進し、自然とのふれあいの質の向上を図る。また、貴重な自然資源である温泉の保護と適正な利用を図る					
施策の予算額・執行額等	区分	26年度	27年度	28年度	29年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	8,001	8,919	8,203	8,174
		補正予算(b)	0	1,000	10,089	-
		繰越し等(c)	△ 1,666	1,440	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	9,667	8,479	(※記入は任意)	
執行額(百万円)	8,919	8,140	(※記入は任意)			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	生物多様性国家戦略2012-2020、日本再興戦略改訂2016、観光立国実現に向けたアクション・プログラム2016					

測定指標	自然公園の年間利用者数の推移(暦年 千人)	基準値	実績値					目標値	達成
		-	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	-	-
		-	843,874	873,199	872,336	集計中	集計中	-	
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/	
	エコツーリズム推進法に基づく全体構想認定数(括弧内は累計)	基準値	実績値					目標値	達成
		20年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	40年度	-
		0	2(3)	1(4)	2(6)	1(7)	4(11)	(47)	
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/	
	国立公園・国民公園年間利用者数の推移(千人)	基準値	実績値					目標値	達成
		-	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	-	-
		-	345,867	367,285	366,335	集計中	集計中	前年度比1%増	
	年度ごとの目標値	/	-	349,325	370,957	369,998	集計中	/	
	温泉の自噴湧出量(L/分)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		昭和45年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	-	-
		651,265	677,432	726,357	733,740	686,427	集計中	前年度の水準を維持	
年度ごとの目標	/	738,000	677,000	726,000	733,000	686,000	/		
国立公園における自然再生事業推進のための実施計画数	基準値	実績値					目標値	達成	
	-	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	32年度	-	
	-	9	11	11	11	11	16		
年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/		
国指定鳥獣保護区における保全事業実施計画数	基準値	実績値					目標値	達成	
	-	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	32年度	-	
	-	10	10	11	11	11	12		
年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	/		

評価結	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) 測定指標のうち、国立公園・国民公園の利用者数は、利用が集中するハイシーズンの天候不順の影響により前年度比僅かに減少となっている。エコツーリズム推進法に基づく全体構想についても、毎年度新たに認定を行っている。温泉の自噴湧出量については、前年度から減少しているものの、基準年と比較すると上回っている。
	施策の分析	・平成28年度は全国で198件の自然ふれあい行事が実施され、37,000人以上が参加した。これにより、国民の自然とのふれあい機会の創出等が進められた。 ・エコツーリズム推進全体構想の認定は、毎年、着実に認定数が増加しており、施策の効果がみられる。 ・温泉の自噴湧出量は基準年を上回る状況が続いていることから、貴重な自然資源である温泉の保護と適正な利用が図られている。

果	次期目標等への反映の方向性	<p>【測定指標】</p> <p><自然公園の年間利用者数の推移></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然とのふれあいの場を推進する施策の成果を把握するため、関係するデータとして自然公園利用者数を設定したもの。 ・エコツーリズム推進法の規定に基づく全体構想の認定数 ・エコツーリズム推進全体構想について、平成40年度に全体構想認定数が1以上ある都道府県数が47になることを目標として、毎年3件認定することを次年度以降の目標とした。 <p><温泉の自噴湧出量></p> <p>温泉資源が保護され、適正に利用されているかは自然の産物である「温泉の自噴湧出量」を把握することで確認できる。そのため、引き続き前年度の水準を維持することを目標とした。</p>
---	---------------	---

学識経験を有する者の知見の活用	国立公園満喫プロジェクト有識者会議において、国立公園の利用者数や取組内容について報告するとともに、出された意見を施策に反映している。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	自然公園等利用者数調
---------------------------	------------

担当部局名	国立公園利用推進室 自然環境整備課	作成責任者名 (※記入は任意)	堀内 洋 木村 英雄	政策評価実施時期	平成29年8月
-------	----------------------	--------------------	---------------	----------	---------

平成28年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省28-⑦)

施策名	5-6. 東日本大震災への対応(自然環境の復旧・復興)				
施策の概要	地域の自然資源等を活用した三陸復興国立公園への再編成、被災した公園事業施設の復旧や復興のための整備に取り組む。				
達成すべき目標	三陸復興国立公園の創設を始めとした様々な取組を通じて、森・里・川・海のつながりにより育まれてきた自然環境と地域の暮らしを後世に伝え、自然の恵みと脅威を学びつつ、それらを活用しながら復興する。				
施策の予算額・執行額等	区分	26年度	27年度	28年度	29年度
	予算の状況(百万円)				
	当初予算(a)	2,460	2,502	1,051	736
	補正予算(b)	0	-	-	-
	繰越し等(c)	▲ 594	▲ 444	(※記入は任意)	(※記入は任意)
	合計(a+b+c)	1,866	2,058	(※記入は任意)	(※記入は任意)
	執行額(百万円)	1,599	1,522	(※記入は任意)	(※記入は任意)
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	東日本大震災からの復興の基本方針(平成23年7月29日 東日本大震災復興対策本部決定) 「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針(平成28年3月11日閣議決定)				

測定指標	三陸復興国立公園(24年度までは陸中海岸国立公園)の利用者数(千人)	基準値	実績値					目標値	達成
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	32年度	
		458	1432	2250	2520	集計中	集計中	6994	-
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	三陸復興国立公園内の利用拠点(集団施設地区)の年間利用者数(千人)	基準値	施策の進捗状況(実績)					目標値	達成
		17-21年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	32年度	
		2,975	1,773	1,711	1,850	1,776	集計中	2,975	-
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	みちのく潮風トレイル踏破認定証の発行数(人)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		-	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度		
		-			1,151	1,588	-		-
	年度ごとの目標				-	-	-		
	CPUE(一つのわなで捕獲できる捕獲数(イノブタを除く))の減少	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		-	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	-	
		-	-	0.077	0.070	0.031	0.042	-	-
年度ごとの目標		イノシシ等を安全かつ効率的に捕獲し被害が軽減する生息密度に抑える							

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) 東日本大震災からの復興の基本方針の策定を受け、平成24年5月に、「三陸復興国立公園の創設を核としたグリーン復興のビジョン」を環境省として策定し、当該ビジョンに基づき、三陸復興国立公園の指定等の7つのグリーン復興プロジェクトを進めている。 ・平成25年5月に創設した三陸復興国立公園については、平成27年3月に南三陸金華山国立公園を編入した他、利用施設の復旧などを実施した。国立公園利用者数は増加傾向であることから、本取組は観光拠点の復旧・復興に貢献していると判断できる。 ・当該事業において、三陸地域の重要な観光資源である旧陸中海岸国立公園の主要な利用拠点等の施設を復旧することはできなかったが、三陸復興国立公園への編入地域や「みちのく潮風トレイル」については、今後も整備が必要である。 ・三陸復興国立公園の利用拠点の利用者数は、初年度と比較して増加傾向にある。 ・旧警戒区域内における野生鳥獣の捕獲については、平成25年度より開始し以後毎年度、被害の低減を図るため安全かつ効率的な捕獲に努め捕獲努力量を増加させてきている。
	施策の分析	・三陸復興国立公園の利用の回復・増進を図るため、防災上の配慮を行いつつ被災した公園施設の再整備や『みちのく潮風トレイル』の新規整備を行っているところであり、施策の目標達成に寄与している。 ・イノシシ等による被害の低減を図るために、対策の一手法であるイノシシ等の捕獲について、安全かつ効率的に実施することが必要であり、捕獲努力量を高めており、CPUEは減少傾向にあることから、施策目標の達成に向けて寄与している。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 三陸復興国立公園の利用の回復・増進を図るため、防災上の配慮を行いつつ引き続き被災した公園施設の再整備や『みちのく潮風トレイル』の新規整備を実施していく。 【測定指標】 三陸復興国立公園内の利用拠点(集団施設地区)の年間利用者数(千人)を測定指標として利用していく。 【施策】 旧警戒区域内等においてイノシシ等の野生鳥獣を捕獲することにより鳥獣等の被害を軽減することは、帰還後の住民の生活環境を整備することに直結し、東日本大震災からの復興に寄与するため取組を実施していく。 【測定指標】 イノシシ個体数の削減と被害の軽減を図るために、イノシシの生息密度の評価指標の一つであるCPUE(一つのわなで捕獲できる捕獲数)を測定指標として利用していく。

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	自然公園等利用者数調
---------------------------	------------

担当部局名	国立公園課 自然環境整備課 野生生物課	作成責任者名 (※記入は任意)	岡本 光之 木村 英雄 植田 明浩	政策評価実施時期	平成29年8月
-------	---------------------------	--------------------	-------------------------	----------	---------